

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5K6Z13B04180		5L9R1AD0026 0001					
品名 または 件名							
地对艦誘導弾射撃訓練に係る誘導弾射撃技術援助役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所				引渡場所			
現地							
搬入場所				納期または工期			
				令和7年6月15日（日）～令和7年7月5日（土）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
 入札日時場所：令和7年5月15日（木）10時40分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

仕様書 2.4 で示す仕様書 a) ～ c) を証明する資料について、令和7年5月12日（月）12時00分までに下記へ提出するものとする。
 陸上幕僚監部運用支援・訓練部 訓練課 石川 (TEL: 03-3268-3111 内線41388)

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合には請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書
 「役務請負契約条項」
 「談合等の不正行為に関する特約条項」
 「暴力団排除に関する特約条項」
 「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
地対艦誘導弾射撃訓練 に係る誘導弾射撃技術援助役務	運訓訓練課第6号	
	作成	令和7年4月4日
	変更	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する地対艦誘導弾射撃訓練に係る誘導弾射撃技術援助及び運用支援役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

1.2.1

演習弾

88式地対艦誘導弾（B）の演習弾をいう。

1.2.2

テレメトリ信号

演習弾のテレメータから送信される信号をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

CP-Y-0025	88式地対艦誘導弾（B）
HGM-Y760006	地対艦誘導弾実射訓練器材の設計
GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z500002	陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

電波法（昭和25年法律第131号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的事項

この役務は、陸上自衛隊が国内対空射撃場等で実施する演習弾の射撃訓練（以下、“実射訓練”と
いう。）において、実射訓練を円滑に実施するため、演習弾射撃に係る技術援助及び運用支援を行う。

2.2 適合条件

演習弾射撃に係る技術支援においては、“電波法”及びこれらの関連法規などに適合しなければならない。

2.3 役務内容

役務の内容は、次による。

- a) **実施計画の作成** 契約の相手方は、契約後、1か月以内に実施計画書を作成し、陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課訓練・演習班の確認を受けた後、契約担当官等に提出する。

なお、実施計画書は、次に示す事項を基準とし、様式は任意とする。

- 1) 役務実施体制
- 2) 役務日程及び実施計画
- 3) その他必要な事項

- b) **演習弾射撃に係る技術援助** 演習弾射撃の技術援助は、次による。

- 1) システム全般の技術的統括・調整及び射場安全における実施工程の技術的事項の補佐
- 2) 誘導弾の保守支援
- 3) 地上装置システム及び発射緊急停止装置の操作指導及び保守点検指導
- 4) 技術援助区分等（基準）は、表2とする。

表2—技術援助区分等（基準）

技術援助の区分	実施場所	人員	期間
システム全般の技術的統括・調整及び射場安全における実施工程の技術的事項の補佐	国内対空射撃場等（別示）	3名 ※運用支援と兼務	令和7年6月15日（日）から、6月30日（月）までの間（内13日間を基準）
誘導弾の保守支援			
地上装置システム及び発射緊急停止装置の操作指導、保守点検指導			

※ 監督官が認めた場合は、役務作業を営業所等で実施することができる。

※ 役務取得の期間は気象条件、器材状況等により変更する場合がある。

また、契担当官等が示す者が別途指示した場合はそれに従う（休務日を含む。）ものとする。

- 5) 役務期間

契約後から令和7年7月5日のうち、官側が示す期間内（13日間を基準）に作業を完了するものとする。

- c) **演習弾射撃に係る運用支援** 演習弾射撃の運用支援は、次による。

- 1) 軽微な緊急修理
- 2) 誘導弾飛しょうデータ解析
- 3) 運用支援区分等（基準）は、表3とする。

表3—運用支援区分等（基準）

技術援助の区分	実施場所	人員	期間
軽微な緊急修理	国内対空射撃場等（別示）	3名 ※技術援助と兼務	令和7年6月15日（日）から、6月30日（月）までの間（内13日間を基準）
誘導弾飛しょうデータ解析			

※ 監督官が認めた場合は、役務作業を営業所等で実施することができる。

※ 役務取得の期間は気象条件、器材状況等により変更する場合がある。

また、契担当官等が示す者が別途指示した場合はそれに従う（休務日を含む。）ものとする。

3) 役務期間

契約後から令和7年7月5日のうち、官側が示す期間内（13日間を基準）に作業を完了するものとする。

2.4 実施体制

契約の相手方は、この役務の実施に当たり、次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) この役務が実施可能な体制の確保
- b) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、“業務従事者”という。）の確保
- c) 業務従事者は、この役務を履行可能な経験、実績などをもち、必要な又は有用な若しくは背景となる経歴、知見、資格、語学（母国及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績などをもつ

2.5 技術援助員の資格

技術援助員（以下、“技術員”という。）の資格は、2.2に示す技術援助を実施するのに十分な能力があると認められた者とする。

2.6 技術援助員の交代

契約の相手方は、契約担当官等（以下、“契担当”という。）から当該役務の円滑な遂行に支障があり、派遣員の交代を要求された場合は、速やかに他の派遣員と交代を行う。

2.7 副資材など

技術援助に必要な副資材などについては、契約の相手方が準備するものとし、検査官等の確認を受ける。

なお、細部は、官側との調整による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

4.1.1 実施計画書

契約の相手方は、契約後、1か月以内に実施計画書を作成し、陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課訓練・演習班の確認を受けた後、契約担当官等に提出する。

4.1.2 技術者名簿

契約の相手方は、契約後、速やかに技術者名簿を作成し、契約担当官等に提出する。

なお、技術者名簿に記載している技術者を変更する場合は、速やかに契約担当官等に提出する。

4.1.3 作業記録など

契約の相手方は、日々の役務実施事項について、作業記録（役務完了調書）、役務完了届及び労務関係証拠資料を作成し、監督官の確認を受けた後、検査官を経由し、契約担当官等に提出する。

4.2 官側の支援

契約の相手方は、契約担当官等と調整して可能な範囲で、次の支援を受けてもよい。

なお、支援の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行うものとし、官側設備などを使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を受けて使用するものとする。

- a) 現地部隊における搬入器材の保管

- b) 官側の施設の事務室の利用
- c) 電力及び水の供給
- d) 官側の保有する施設、器材、工具などの使用
- e) その他、契約担当官等が必要と認めた事項

4.3 技術員の勤務時間

技術員の勤務時間は、派遣先の日課時限に合わせるものとし、1日7時間45分を基準とする。

なお、作業上必要な場合は、検査官等の承認を受けて変更してもよい。

4.4 不具合などの処理

契約の相手方は、役務の実施に影響を与える重大な不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受ける。

4.5 その他

その他必要な事項は、GLT-CG-Z000001の箇条8による。

入札書

件名：地对艦誘導弾射撃訓練に係る誘導弾射撃技術援助役務

金額： ¥ (税抜)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
地对艦誘導弾射撃訓練に係る誘導弾射撃技術援助役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	現地	納期		R7.6.15~R7.7.5	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札します。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7年 5月 15日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住所：

会社名：

代表者名：

担当者：

(TEL)

委任状

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也 殿

住 所：
会 社 名：
代表者名：
担当者名：
連 絡 先：

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者